



# 法人こおりやま

2024. 3

第549号



西田町 梅の里(郡山市西田町)

【コピー・転載禁止】

～従業員向けの情報も満載です。 事業所内にて御回覧下さい～

## インターネットセミナー

600タイトル以上のセミナーが無料で受講できます

郡山法人会のホームページから無料でセミナーがご覧いただけます

<http://www.koriyama-hojinkai.or.jp>

**無料**

郡山法人会

検索

で検索いただけます

ログインIDとパスワードを入力してログインしてください

ログインID

パスワード

ログイン

会員は専用IDとパスワードを入れてログインする事により多くのコンテンツが視聴可能となります。

ID・パスワードは

会員ID: **1101** パスワード: **1005**

## 目次

### 税務署ニュース

令和6年4月から

国税のダイレクト納付が  
ますます便利になります！

..... 2

大きく変わった税制を知る

生前贈与

..... 4

### 税のミニ通信

たばこ税

..... 6

正確に言えば、緑葉若葉なのだ！  
トピックス

..... 7

トピックス

..... 8

税務署ニュース

令和6年  
4月から

# 国税のダイレクト納付 (e-Taxによる口座振替)が ますます便利になります!



国税庁 e-Tax キャラクター イータ君

申告データ送信に合わせて、口座引落しによる納付を  
あらかじめ設定することができますようになります。

国税の納付手続は  
こちらから



\\ 令和5年4月から //

## 地方税のお支払いが 簡単・便利になりました!

納付書に「eLマーク」があれば、地方税お支払サイトや  
スマホ決済アプリが利用できます。  
※「eL-QR」(QRコード)、「eL番号」(納付書番号)の  
いずれかの記載があれば利用できます。

地方税の納付手続は  
こちらから



# 使ってみると便利です! キャッシュレス納付!

 **キャッシュレス納付の3つのメリット!**

- 自宅やオフィスから納付可能!
- PCやスマホで簡単手続き!
- 現金の準備が不要!



## ダイレクト納付

**おすすめ!**

### 納付方法

e-TaxやeLTAXによる簡単な操作で  
事前に届出をした預貯金口座から、口座  
引落しにより納付する方法です。

### こんな方にオススメ!

源泉所得税や個人住民税（特別徴収分）  
など納付の機会が多い方、ご自身で振替  
日を指定したい方

## インターネットバンキング による納付

### 納付方法

インターネットバンキング口座から納付  
する方法です。

### こんな方にオススメ!

普段からインターネットバンキングにより  
決済する機会の多い方

## 振替納税（口座振替）

### 納付方法

事前に届出をした預貯金口座から、振替日に  
自動で口座引落しにより納付する方法です。

### こんな方にオススメ!

所得税や消費税、固定資産税などを毎年納め  
ている方、毎回の納付手続を省略したい方

## クレジットカード・スマホアプリ納付

### 納付方法

専用サイトにアクセスし、クレジットカードや  
スマホ決済アプリ(Pay払い)により納付  
する方法です。

### こんな方にオススメ!

時間を気にせず納付したい方

# 大きく変わった税制を知る

# 生前贈与

税理士 神田博則

## はじめに

従来、相続税対策を考える際に真っ先に検討に上がるのが、贈与税の年間110万円の非課税枠を利用して毎年生前贈与を行う、いわゆる「暦年贈与」でした。

しかし、令和5年度税制改正において生前贈与に関する規定が大幅に変わり、暦年贈与が使いにくくなり、代わりに従来は使いにくいとされてきた「相続時精算課税」制度が非常に使いやすくなりました。

今回はこのように大きく変わった生前贈与についてご説明します。

## 暦年贈与について

ある個人が別の個人に対

して贈与を行った場合、贈与を受けた方には贈与税が課されます。

贈与税は相続税を補完する税金と言われており、相続税を回避するために生前に財産を分散させようとする行為を防ぐために設けられたものです。

そのため、相続税に比べ高い税率が設定されています。贈与税は少額不遡及の観点から年間110万円までは課税されない非課税枠があります。

この非課税枠は贈与を受けた方ごとに計算します。

この非課税枠を使って年間110万円まで、または110万円を少し超えた適用税率の低い金額まで生前贈与を行うことにより相続

財産を減少させ相続税負担の軽減を図るのが暦年贈与を用いた相続税の節税策です。

生前贈与を始めてから相続が発生するまでに期間が長ければ長いほど非課税枠を使うことができ、より多くの資産を分散することが可能となります。

ただし、相続税においては相続発生直前の駆け込み贈与により過度に相続税負担を回避する行為を防止するために、相続発生前3年以内に贈与された財産についてはその贈与を無かったものとして相続財産に含まなければなりません。

これを生前贈与加算と言います。なお、生前贈与加算が行われた場合、その贈与に対して課された贈与税は相続税額から控除することができます。

令和5年度税制改正によってこの加算の対象となる期間が3年から7年に延長されることになりました。

これにより暦年贈与による節税効果が大きく減少することになります。

## 生前贈与加算の改正内容

今回の改正内容は次の2点です。

改正内容	①生前贈与により取得した財産が相続財産に加算される期間を、相続開始前3年以内から7年以内に延長。
	②延長された4年間に贈与により取得した財産の価額については、総額100万円まで加算対象外。
設例	相続開始前10年間に毎年110万円ずつ生前贈与していた場合の生前贈与加算額
	改正前：110万円×3年間＝330万円
	改正後：110万円×3年間＋(110万円×4年間－100万円)＝670万円

この改正は令和6年1月1日以後に贈与により取得される財産から適用されません。(なお、令和6年から令和8年までの間に開始し

た相続においては、加算期間は3年間に据え置かれませんが、段階的に延長され最終的に令和13年以後に開始した相続から加算期間が7年間になります)

## 相続時精算課税について

令和5年度税制改正においては、相続時精算課税についても改正が加えられました。

相続時精算課税とは、原則として60歳以上の父母または祖父母などから、18歳以上の子または孫などに対して財産を贈与した場合において選択できる贈与税の制度です。

贈与時に届出書を提出することにより2,500万円までの贈与が非課税となります。

ただし、その贈与をした人が亡くなって相続が開始した段階で、対象となった贈与財産の全てを相続財産に加算して相続税を計算します。実際には非課税

ではなく課税の繰り延べがされるのみです。

このように相続時精算課税は節税効果が少ないだけでなく、一度適用を選択するとそれ以降は暦年贈与の110万円非課税枠が使えなくなることや、贈与時点での時価で相続財産に加算されることから、土地や株式など相続時に価額が下落している場合には高い価額で相続税が計算されることになり相続税負担が増えるリスクもあることなどから、非常に使い勝手の悪い制度とされてきました。

実際には令和3年において暦年課税の適用者が48万人いたのに対し、相続時精算課税の適用者は4万人と10分の1にも満たない状況です。

### 相続時精算課税の改正内容

相続時精算課税にかかる一番の改正点は、年間110万円の非課税枠が創設されたことです。

相続時精算課税を選択した場合、年間110万円以下の贈与については贈与税が課されなくなりました。さらに、この対象となった贈与財産は相続開始した場合においても相続財産に加算する必要はありません。

#### 改正の背景

このような改正が行われた背景ですが、暦年課税は生前贈与を開始した時期によつて税負担額が変わることから、資産移転の時期の選択に中立的でない点が問題視されてきました。

また、生前贈与加算の期間はイギリスでは7年、ドイツや韓国では10年、アメリカに至っては生涯すべての生前贈与が加算されており、諸外国と比べ日本の期間が非常に短かったということもあります。

そこで、暦年課税と比べ時期の選択に中立的な精算課税制度を推進していきたくてという当局の思惑からこのような改正に至ったようです。

そのため、この流れは今後も続く可能性があり、暦年課税の加算期間がさらに延長されることも考えられます。

### 暦年贈与と相続時精算課税のどちらが有利か

それでは、暦年贈与と相続時精算課税のどちらが有利なのか。残念ながら一概には言うことができません。その方の置かれている状況によつて異なります。

以下、いくつかのパターンでご説明します。

#### ①相続財産が比較的少額な場合

そもそも相続税が課されない程度の財産額であれば、相続時精算課税を適用すれば2,500万円までまとめて生前贈与しても贈与税がかかりません。

また、2,500万円を超えて贈与しても課された贈与税は相続税申告時に還付されるようになります。

#### ②相続が発生するまで時間

#### がある場合

贈与する方がまだ若く当面相続が発生しないだろうと考えられる場合は、暦年贈与の非課税枠を少し超えたまま贈与税の税率が低い年間300万円から500万円程度を暦年贈与することにより、生前贈与加算される7年を超える前に贈与した財産について税負担を減らすことができます。

逆に、相続まであまり時間がないと思われる場合であれば、相続時精算課税制度の適用を受けることにより、少額ではありませんが、110万円の非課税枠の範囲内であれば、税負担無く財産を移転することができます。

#### ③値上がりが見込める土地や株式を贈与する場合

相続時精算課税の適用を受けた贈与財産を相続開始時に相続財産に加算する場合の価額は贈与が行われた時点における価額です。

そのため、贈与時よりも相続開始時に価額が値上がりしている場合であっても低い価額で加算することができるため、相続時精算課税の適用を受ければ、その分税負担を減らすことができます。

自社株を退職金を支給するなどして、株価評価が下がった時点で、相続時精算課税により贈与することで、その後評価額が上昇した場合でも、低い価額で相続財産に加算することができます。

#### ④賃貸不動産などの収益物件を贈与する場合

相続時精算課税により賃料収入や配当金などの収益が生じる財産を贈与した場合は、その財産から生じた収益は贈与を受けた者に帰属し相続発生時に相続財産に加算する必要はありません。

そのため、収益物件でできるだけ早めに贈与することにより、収益による相続財産の増加を防ぐとともに、収益相当の財産を引き継ぐことが可能になります。

税のミニ通信

# たばこ税

令和6年度税制大綱において、防衛力強化に係る財源確保の税制措置として、加熱式たばこと紙巻きたばこの税負担の不公平(加熱式が3割ほど低く抑えられている)を解消し、その上で、国税のたばこ税率を引き上げる(1本あたり3円相当)とされています。

たばこ税は、使い道が指定されている「特定財源」ではなく、国及び地方自治体での使い道が定められていない「一般財源」となり、約2兆円の税収となっています。インフラ整備(道路、上下水道整備)、福祉・医療サービス、教育(公立学校の運営等)、治安維持、消防防災に使われているようです。

たばこ税の歴史をたどると、1898年(明治31年)の「葉たばこ」の専売までさかのぼることになります。直接的な原因は日清戦争によるもので、新たな財政収入を得るために始まりました。当時は国営で大蔵省専売局が独占的に葉たばこを買い入れ、製造業者に販売していました。1940年(明治37年)日露戦争の勃発によって再び軍事費の調達を余儀なくされ、専売の対象を製造と販売まで広げました。

1949年(昭和24年)に大蔵省専売局から日本専売公社として独立し、専売納付金として収益を国に納める形に変更になりました。1985年(昭和60年)日本専売公社の民営化に伴い日本たばこ産業(株)(JT)に移行され「たばこ消費税」が誕生しました。

1989年(平成元年)に消費時が導入されたことに伴い「たばこ税」と名称が変更されました。

たばこの価格には、①「国たばこ税」、②「たばこ特別税」、③「地方たばこ税」(都道府県たばこ税、区市町村たばこ税)、④「消費税」の4種類の税金が含まれています。



東北税理士会郡山支部  
税理士 平栗 茂之

## 【1箱580円の場合(紙巻きたばこ)】

令和5年4月時点

	税額	税負担率	備考
① 国たばこ税	136.04円	23.5%	
② たばこ特別税	16.4円	2.8%	国鉄清算事業団等の負債返済
③ 地方たばこ税	152.44円	26.3%	
都道府県	21.4円	3.7%	
区市町村	131.04円	22.6%	
④ 消費税	52.72円	9.1%	
計	357.6円	61.7%	

ご覧のように、1箱580円のたばこは、357.6円が税金となります。1本29円のたばこのうち17.9円が税金となるわけです。

日本における担税物品での税負担率を見ますと、ビール(633ml)は44.3%、清酒(1.8ℓ)は18.2%となっておりますので、たばこの61.7%は最も税負担率の重い商品となります。

### (余談)

「たばこは地元で買いましょ」というポスターを見たことがあるかと思いますが、地方たばこ税の税率(税収)を見ればお分かりのように、地元(市町村)の税収アップにつながるためです。

## 正確に言えば、緑葉若葉なのだ!

フリーランスライター 藤木 順平

目からウロコ的な話を聞いた。「植物の葉っぱは緑色が嫌い」って。葉が緑色に見えるのは、「緑色の光」をはね返しているから。緑を受け付けられないのは、嫌いということ。ええーっ! そうなの? もう一度、生物(で、いいんだよね)を勉強しなおさなきゃ。

青葉若葉の季節到来。青葉じゃない。あれは緑葉だという人はいない。緑の葉っぱも「青」という。よく知られるように、交通信号も同様。どう見ても緑色なのに青信号という。なぜ? 日本には「緑を含めて青」という「色文化」がある。青の幅が広いのだ。わかった?

ところが、交通信号の場合はちょっと異なる。日本で最初に信号機が設置されたとき、新聞が「青信号」と報じた。それが世間に広まったからと、あるテレビ番

組で言っていた。色文化じゃない。人的ミスなのか…。

ミスといえば、勘違いしがちなのは「青信号」の解釈。道路交通法によれば、あれは「進め」ではなく、「進むことができる」なのである。

青になっても、偉そうに進んではいけない。左右を見て「進ませていただきます」という遠慮がちな気持ちが必要なのだよ。交通安全!



## 令和5年度 最後の租税教室を開催しました

1月25日に行健第二小学校、1月30日に美山小学校で今年度最後の租税教室を開催した。社会生活における税の役割や大切さ、身近な税に対する理解を深めてもらえるよう、わかりやすく、楽しく授業を行った。

令和5年度は青年部会・女性部会・親会で分担し、管内31の小学校へ外出き、延べ1,558人に租税教室を行いました。また来年度も、一人でも多くの子どもたちに税について興味をもってもらえるよう、租税教育活動に取り組んでまいります。



行健第二小学校



美山小学校

## 上手な写真の撮り方セミナー 開催

2月7日、イエロー・ムーンの馬橋明里氏を招き、「上手な写真の撮り方・活かし方セミナー」を開催した。

講義では、SNSの投稿の工夫や写真の見栄えが良くなるコツのほか、後半の撮影ワークタイムでは、講師のアドバイスのもと実際に素材を撮影し、映える写真のコツをつかんだ。売上を向上させるためには写真をきれいに撮ることも一つの要因となる。印象とは1秒で決まるため、写真がきれいだとアクセス数が増え、売上アップに繋がる。「たくさん写真を見る・撮る・SNSに公開する」にチャレンジしてほしいと話した。



上手な写真の撮り方・活かし方セミナー



## 田村支部 「新春講演会・新年会」開催

2月8日、田村支部新春講演会を栄楽館(郡山市熱海町)で開催した。講師に田村市長の白石高司氏を迎え、田村支部会員25名が参加した。

講演では、より良いまちづくりのための様々な取り組みを紹介した。①田村市初「たむらのエゴマ油」が地理的表示(GI)産品に登録。収穫後の選別、適正な貯蔵管理、品質管理など、生産者の技術が評価されGI産品に登録となった。②福島県初 公道での自動運転バス実証走行を実施し、運行結果等を基に今後の本格導入に向け検討を進める。③観光施設「ムシムシランド」のリニューアルに合わせ、全国初の「昆虫課」を立ち上げ、「昆虫の聖地」を目指し更なるブランド力を高める。④新種の鍾乳石が発見され、「あぶくま針状鍾乳石」と名付けられた。令和6年度も市民の皆さまの声を推進力として、よりよい田村市づくりを目指していきたいと語った。



田村市長 白石高司氏

## 女性部会 会員卓話による研修会 及び新年会開催



講師の宮澤キヨ子氏

2月8日、ホテルハマツにおいて第10回会員卓話による研修会を開催した。講師は、学校法人宮沢学園 富田幼稚園理事長 宮澤キヨ子氏にお引き受けいただき、「思いをこめて成す」と題し、来賓、部会員30名が聴講した。

はじめに、自己紹介を行ってから幼稚園、認定こども園、保育所の違いなどを説明。続いて、富田幼稚園創立者の思い、教育方針について語った。

人間の基礎となる最も大切な幼児期に、よい環境のもと、安定した情緒で自分らしく自己発揮できるよう、一人一人の子どもに寄り添う保育と教師の資質向上を目指しています。また、みんなの笑顔がいっぱいの子どもの成長が見える幼稚園であるためには、子どもと一緒に成長できる先生、日頃の小さい事でもやるべきことは手を抜かずに確実に実行し続けることから始めるよう話しています。その実行力が基となって自信をつけ、人は一念に思いをこめ続けることで、新たな世界が広がることを信じていますと話した。

研修会終了後、新年会を開催。小林裕子部会長が新年の挨拶、来賓の赤塚英夫会長よりご挨拶をいただき、桑原義昌青年部会長の乾杯のご発声にて開宴。和やかに懇談し、部会員同士交流を深めた。



会員卓話



法人会の経営者大型総合保障制度

広げよう  
企業保障の  
大きな傘を

法人会の「経営者大型総合保障制度」は

1971年に創設されました。

想いをつないで50年。

これからも会員のみなさまと共に歩み、  
企業保障の大きな傘で会員のみなさまを

お守りしてまいります。

**DJIDO** 大同生命保険株式会社

郡山支社/  
福島県郡山市中町1-22  
(郡山大同生命ビル4F)  
TEL 024-922-0860

**AIG** AIG損害保険株式会社

郡山支店/  
福島県郡山市虎丸町24-8  
(富士火災郡山ビル3F)  
TEL 024-933-6211